

佐賀市清掃工場ごみ焼却熱供給設備導入検討業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和8年6月

佐賀市

1 趣旨

佐賀市では、平成 28 年から清掃工場のごみ焼却排ガスに含まれるCO₂を分離・回収し、藻類培養や農業利用につなげる取組を推進してきた。その結果、事業開始から約 10 年の間に、清掃工場由来のCO₂を活用する複数の事業者が周辺に立地し、地域経済の活性化に寄与している。

このような実績を踏まえ、佐賀市は、令和 6 年に「佐賀市グリーン化推進戦略」を策定し、さらなる企業誘致を進めることを目指している。同戦略の中では、清掃工場周辺に清掃工場由来の資源を活用して農業を行う企業を集積させ、脱炭素型農業の拠点とする「グリーンアグリバレー計画」を掲げている。この計画を推進するため、CO₂に加え新たな企業誘致資源としてごみ焼却熱の農業への有効活用を検討している。熱の活用により、化石燃料に頼らない農業が可能となり、脱炭素化を推進することができ、さらには企業側におけるエネルギーコストの低減、経営の安定化に寄与することができる。

熱供給の開始は令和 9 年度を予定しており、令和 8 年度は、熱供給の効率的な方策の検討や設備の設計、事業採算性の検討等を行い、事業スキームの構築を行う。本要領は、この検討や設計等に係る業務を委託する事業者を選定するために実施する公募型プロポーザルの手続きの必要事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務委託名

佐賀市清掃工場ごみ焼却熱供給設備導入検討業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別紙「佐賀市清掃工場ごみ焼却熱供給設備導入検討業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務委託期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 15 日（月）まで

(4) 発注者

佐賀市長 坂井 英隆

(5) 委託上限額

9, 119, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※当該事業に係る見積価格が委託上限額を超過する場合は失格とする。

3 受託者選定方法等

本業務の受託者の選定は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験を有する事業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーションを実施し提案者及び提案内容を評価する公募型プロポーザル方式で受託者を選定する。佐賀市は、受託者として選定された者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で随意契約により業務委託契約を締結する。

なお、この選定は、受託者の選定を目的に実施するものであり、提案内容を選定するものではないため、契約締結後に実施される業務内容は必ずしも提案書の内容に沿って行われるものではない。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
なお、本プロポーザルの参加者が、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しない者であること。
- (2) 佐賀県及び佐賀市から指名停止措置又は指名回避措置（以下、「指名停止等の措置」という。）を受けていない者であること。
- (3) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではないこと及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらの者を不当に利用するなどしている者
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続中の者ではないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

5 実施スケジュール

本手続の実施スケジュールは、表1のとおりとする。

表1 実施スケジュール

項 目	期 日
公募開始	令和8年6月12日（金）
質問の提出期限	令和8年6月19日（金）17時
質問に対する回答	令和8年6月23日（火）
参加申出書提出期限	令和8年6月25日（木）17時
提案書等提出期限	令和8年7月17日（金）17時
審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和8年7月24日（金）予定
審査結果の通知	令和8年7月29日（水）予定
業務委託契約締結	令和8年8月上旬頃

6 参加申込み

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により事務局へ書類を提出すること。

(1) 提出書類 各1部

- ① 参加申出書（様式第1号）※押印不要
- ② 付属書類
 - ・ 法人の概要が分かる書類
 - ・ 暴力団排除に関する誓約書（様式第3号）※押印不要

(2) 書類提出期限

令和8年6月25日（木）17時

(3) 提出方法

郵送、持参または電子メールによる。

郵送の場合は提出期限の17時までに必着とする。電子メールの送付先は事務局のメールアドレス（gx@city.saga.lg.jp）とする。

7 質問の受付と回答方法

(1) 質問受付方法

質問書（様式は任意）により、以下まで電子メールで送付すること。

事務局メールアドレス：gx@city.saga.lg.jp

(2) 質問受付期限

令和8年6月19日（金）17時（期限を過ぎた質問には回答しない。）

(3) 回答方法

参加者全員に対して、令和8年6月23日（火）に電子メールにて回答する。

8 提案書等の提出について

本プロポーザルへの参加申出を行った者は、次により事務局へ書類を提出すること。

(1) 提出書類

① 提案書（様式第4号）1部

② 企画書（自由様式）5部

A4版の両面とし、様式は特に定めのないものとする。

仕様書の趣旨に沿った内容とすること。以下の項目については必ず記載すること。図表を用いることも可とする。

- ・ 業務の実施体制（業務の主担当者として、事業を実施する事業者に所属する者を1名配置すること。また、必要に応じて各業務の担当者を配置すること。）
- ・ 熱エネルギー利活用方策
- ・ 熱エネルギーの利活用における導入技術
- ・ 設備の構成図及び平面図
- ・ 業務スケジュール

※企画書の作成にあたっては、参加申出書の提出を締め切った後に参加申出書を提出した者

に以下の資料の提供を予定している。データの容量上、提供方法については別途協議する。

- ・清掃工場平面図等（T I F Fデータ）
- ・焼却炉運転、蒸気使用関係帳票データ等

③ 付属書類 各1部

- ・ 業務経歴書（様式第2号）
- ・ 見積書（様式第5号）

(2) 書類提出期限

令和8年7月17日（金）17時

(3) 提出方法

郵送または持参による。（郵送の場合は提出期限の17時までに必着とする。）

(4) 佐賀市からの質問

必要に応じて、市から提案者に対して提出書類に関する質問をする場合がある。

(5) 現地調査について

提案書等の作成にあたり、現地調査を行うことも可とする。現地調査を希望する場合は、事務局へ連絡すること。

9 審査方法及び審査基準

(1) 審査委員会

本プロポーザルの審査は、事務局及び佐賀市が設置する「佐賀市清掃工場ごみ焼却熱供給設備導入検討業務審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 審査方法

下記（5）審査基準における、①事業者の実績・実施体制及び②事業実施に係る見積については、提案書等の書類に基づき、審査委員会の開催日の前日までに、事務局が採点する。

下記（5）審査基準における、③企画提案内容については、審査委員会において、提案書等の書類及びプレゼンテーション・ヒアリングにより審査し、各審査委員が採点する。

採点の合計点により順位付けを行い、順位が1位の提案者を受託優先交渉権者とする。なお、同点の場合は、（5）審査基準の配点の高い項目を考慮して決定する。

(3) プレゼンテーション・ヒアリング

① 実施日時

令和8年7月24日（金）

※予定。実施日時、参集時間等の詳細については、別途事務局から参加申出を行った者へ連絡することとする。

② 所要時間

1者につき30分（説明20分、質疑10分）を予定し、順次個別に行う。

③ 留意点

プレゼンテーション・ヒアリングは、配置予定の主担当者を含む4名までの参加を可とする。

(4) 審査の結果

審査の結果は、受託優先交渉権者の選定後、審査対象者全員に文書で通知する。なお、審査および審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては認めない。

(5) 審査基準

本プロポーザルの審査基準は、表2のとおりとする。

表2 審査基準

項 目		配点	
① 事業者の 実績・実 施体制 (30点)	事業者の実績	・令和元年度以降の類似業務の実績 (廃棄物処理施設からの熱供給事業、地域熱供給事業等)	10
	実施体制	・適切な人員配置 ・業務遂行が可能な体制であるか	10
	担当者資格	・実務担当者の業務実績、所有する資格と本業務における活用	10
② 事業実施に 係る見積 (10点)	見積金額	点数 = 配点 × 最低見積額 / 当該見積額	10
③ 企画提案 内容 (60点)	業務内容との適合性	・業務の趣旨、目的及び内容を理解しているか。	10
	熱エネルギーの利用技術	・熱エネルギー利活用策の策定方法が妥当であるか。 ・技術面において、熱エネルギーを最大限活用できる提案内容となっているか	15
	熱供給設備の設計能力	・設備の構成や熱制御の方法が妥当であるか。 ・熱供給ルートが妥当であるか。	15
	提案内容の実現可能性	・具体的に提案され、実現可能か。 ・実施手順、スケジュールが計画的かつ具体的であるか。	10
	提案内容の独自性	・業務内容に即した独自性または独創性のある提案が含まれるか。	10
合計		100	

10 失格

次のいずれかに該当するときは、その提案に係る参加者は失格とする。

- (1) 本実施要領で定めた条件及び様式に適合しないとき。
- (2) 提出書類に記載すべき事項が記載されていないとき。

- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 提案書の提出から契約締結までの間に、3 (3) の措置を受けることとなったとき。
- (5) 審査結果に影響を与えるような不正行為を行ったとき。
- (6) その他本実施要領に違反すると認められたとき。

1 1 契約

- (1) 受託優先交渉権者選定後は、事務局と業務詳細について協議を重ねた上で、契約内容に関する協議が整ったときは、速やかに契約を締結することとする。
- (2) 契約内容に関する協議が成立しないとき又は契約の締結までに受託優先交渉権者若しくはその構成員のいずれかが参加資格の要件を欠いたときは、佐賀市は審査結果の次点の者と順次協議を行うことができるものとする。
- (3) 佐賀市の承諾を得た場合に限り、業務の一部を第三者へ再委託させることができる。
本プロポーザルにて、再委託事業者を含む実施体制を提案することは可とする。業務の一部を第三者へ再委託させる場合は、契約後に再委託申請書を事務局へ提出すること。

1 2 その他留意事項

- (1) 提案参加に際しての必要な費用は、提案参加者の負担とする。
- (2) 原則として、提出された書類等は返却しない。
- (3) 参加申出書の提出後に提出期限までに提案書の提出がない者については、辞退したものとみなす。
- (4) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査の目的外には使用しない。
- (5) 審査結果についての異議申立ては、一切受け付けない。
- (6) 業務を行うに当たっては、事務局と密接に連絡を取り合い、この要領に記載のない事項については、事務局の了承を受けた上で実施するものとする。

1 3 事務局（書類の提出先）

佐賀市環境部 GX推進課（担当：前田、古賀、菊竹）

所在地 〒849-0917 佐賀市高木瀬町大字長瀬2 3 6 9 番地

TEL 0952-30-1004（直通）／FAX 0952-30-2494

メールアドレス：gx@city.saga.lg.jp